

「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）に基づく特掲診療料の施設基準第79号の3の規定により義務づけられた手術件数（令和5年1月～令和5年12月分）の掲示

・ 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	37件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	77件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	3件

・ 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	3件
イ	水頭症手術等	37件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	6件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

・ 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

・ 区分4に分類される手術の件数		手術の件数
		309件

・ その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		5件
乳児外科施設基準対象手術		0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		23件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		0件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		46件